

河川災害応急対策業務(調査・測量等)に関する基本協定 募集要領

「河川災害応急対策業務(調査・測量等)に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 河川災害応急対策業務(調査・測量等)に関する基本協定
- (2) 業務場所 太田川河川事務所管内を基本としますが、大規模災害発生時においては、この限りではありません。
- (3) 業務内容 本業務は、太田川河川事務所管内において地震、津波、豪雨、台風、及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに太田川河川事務所長の指示に基づく調査、観測、測量、用地調査及び緊急的な対策工法の検討等をお願いするものです。
- (4) 協定期間 令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日【2ヶ年】

2. 協定締結希望者募集区分

- (1) 点検優先度等の検討や点検等の作業時における安全確保等を目的とした、簡易空撮や水位計等の設置による河川等の観測
- (2) 河川区域に係る調査、測量、緊急的な対策工法の検討等
- (3) 緊急的な対応に必要な用地調査等
 - ①土地調査部門
 - ②物件部門
 - ③機械工作物部門
 - ④営業補償・特殊補償部門

3. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 上記募集区分の(1)、(2)について中国地方整備局における令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格の「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量」及び「地質調査業務」の該当する協定の業種に申請をおこなっていること。
上記募集区分の(3)については中国地方整備局における令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格の「補償関係コンサルタント業務」の該当する協定の業種に申請をおこなっていること。
(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立

がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

なお、申請中の場合は、「受付票」「申請書①（文書郵送方式の場合は、一般競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）様式①－１）」「測量等実績高と希望業種・国土交通省地方整備局等（文書郵送方式の場合は、一般競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）様式①－２）」を出力した写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出することとし、資格審査結果通知書の通知があった場合、速やかにその写しを提出すること。

ただし、令和５年３月３１日までに令和５・６年度「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量」、「地質調査業務」及び「補償関係コンサルタント業務」の該当する協定の業種に係る一般競争参加資格の認定を受けていない場合は、協定締結をしない場合がある。

- (3) 中国地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 募集区分（１）については、中国地方整備局または、中国地方整備局管内の事務所が発注した業務の実績（業務の内容は問わない）を有すること。

募集区分の（２）については、平成１９年度以降に完了した業務において、太田川河川事務所が発注した河川管理施設の測量、調査または設計業務の実績を有すること。

募集区分の（３）については、平成１９年度以降に完了した業務において、太田川河川事務所が発注した用地補償等に関する業務の実績を有すること。

- (6) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において３箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

- ② 以下のいずれかの資格を保有すること。

- ア) 技術士（総合技術監理部門：建設－河川、砂防及び海岸、海洋）を有する者。

- イ) 技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸、海洋）を有する者。

- ウ) R C C M（河川、砂防及び海岸、海洋）を有する者。

- エ) 工学博士あるいは農学博士

- オ) 土木学会認定技術者（特別上級土木技術者・上級土木技術者・１級土木技術者）（設計、調査・計画、河川・流域、調査・測量）の資格を有し、「資格認定証」の交付を受けている者。

募集区分の（１）については、上記の資格あるいは測量士の資格を有する者。ただし、基本協定締結説明書の４．（２）のヒアリングにおいて協定を結ぶ者として適当であることが確認できる場合は、これらの資

格の保有を条件としない。

募集区分の（２）については上記の資格あるいは測量士の資格を有する者。

募集区分の（３）については、２．（３）①～④に対応する補償業務管理士の資格を有する者。

- （７） 本説明書３（６）②の基準を満たす技術者が在籍する本店又は支店が、広島県の広島地方生活圏、山口県岩国市または玖珂郡和木町にあること。【「広島県の広島地方生活圏」とは、安芸高田市、東広島市、広島市、廿日市市、大竹市、竹原市、呉市、江田島市、三原市大和町（旧賀茂郡大和町）、安芸郡（府中町、海田町、坂町、熊野町）、山県郡（北広島町、安芸太田町）、豊田郡（大崎上島町）とする。】

４．基本協定締結者の決定方法

- （１）基本協定の締結は、３．に掲げる応募資格を満たしている方と行ないます。
- （２）募集区分（１）については必要に応じ、災害時における実用性についてヒアリングを実施して決定します。
- （３）ヒアリングを実施する場合は別途通知する。

５．担当部局

〒 7 3 0 - 0 0 1 3 広島県広島市中区八丁堀 3 - 2 0

国土交通省中国地方整備局 太田川河川事務所 調査設計課 水防調整係

TEL 0 8 2 - 2 2 1 - 2 4 3 6（代表）

TEL 0 8 2 - 2 2 2 - 9 2 4 5（直通） 内線 3 5 4

FAX 0 8 2 - 2 2 2 - 2 4 3 2

６．応募資格の確認等

（１）申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

○全募集区分共通

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式１】

②総括的に管理する技術者の資格【別記様式２】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。ただし、技術者が在籍する本店又は支店が、広島県の広島地方生活圏、山口県岩国市または玖珂郡和木町にあること。

③協定締結希望募集区分調査票【別紙－１】

※希望される募集区分を記載してください。

④ドローンの活用【別紙－１】

※ドローンでの写真撮影・動画撮影可否を記載してください。

※太田川河川事務所が所有するドローンで写真撮影・動画撮影が

- 可能な技術者の有無（有の場合、氏名）を記載
⑤基本協定締結説明書の3.（5）が確認できる業務の実績

【別記様式3】

○募集区分（1）のみ

- ⑥観測方法・機器の詳細について【別記様式4】

（2）申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

- ①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。下記②受付期間内に必着のこと。）とします。
②受付期間：令和4年12月21日（水）から令和5年3月3日（金）までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分までとする。
③提出場所：5. に同じ。

（3）申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

- ①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。
②受領期間：令和4年12月21日（水）から令和5年2月24日（金）までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分までとする。
③提出場所：5. に同じ。

（4）（3）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

- ①期 間：質問を受理してから適宜に、令和5年3月3日（金）までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
②場 所：5. に同じ。

（5）その他

- ①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。
②提出された申請書（追加資料を含む）は、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。
③提出された申請書（追加資料を含む）は、返却しません。
④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は、認めません。ただし、資格審査結果通知書の写しの提出は認めます。
⑤協定の相手方として選定されない者に対しては、令和5年3月29日（水）までに通知します。

基本協定参加資格確認申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

太田川河川事務所長 平野 明德 殿

住 所

会 社 名 〇〇コンサルタント(株)

代表者氏名

令和4年12月21日付けで募集のありました「河川災害応急対策業務（調査・測量等）に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書6.(1)②に定める技術者の資格等を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書6.(1)③④に定める協定締結区分の希望及びドローンの活用を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書6.(1)⑤に定める企業の実績を記載した書面
- (4 基本協定締結説明書6.(1)⑥に定める観測方法・機器の詳細について記載した書面)

※4については募集区分(1)で必要になります

問い合わせ先

担当者 : 太田川 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(別記様式2)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

希望募集区分：

技術者の氏名 <small>(フリガナ)</small>	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
在籍する本支店の住所・名称	〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇丁目 〇番 〇〇コンサルタント(株) 〇〇支店		
所属・役職			
保有資格	技術士(部門： 分野： 登録番号： ・取得年月日：) RCCM(部門： 分野： 登録番号： ・取得年月日：) 土木学会認定技術者(資格分野： 技術分野： 登録番号： ・取得年月日：) 測量士(登録番号： ・取得年月日：) 補償業務管理士(部門： 登録番号： 取得年月日：) その他()		

(別記様式3)

企 業 の 実 績

会 社 名： ○ ○ 株式会社

希望募集区分：

テクリス登録番号	完了年度	業務名称
	平成〇〇年	

- ※ 複数の募集区分に応募する場合など、必要があれば行を追加して記入してください。
- ※ テクリスに登録されていない等で業務実績が証明できない場合は、業務の実績が確認できる書面（契約書類等）の写しを添付してください。テクリスデータに業務概要等が登録されていない場合は、それらを確認できる仕様書等の写しを添付してください。

(別記様式4)

観測方法・機器の詳細について

会社名： ○ ○ 株式会社

技術者氏名： ○○ ○○

1. 観測対象

災害時に適用が想定される事態、現象、機器投入のタイミング等について詳細に記述してください。

2. 観測方法・機器について

観測方法や機器について図表等を用いて詳細に記述してください。

3. 観測に要する費用等について

観測に要する費用等について、上記した観測対象を現場条件として、概算で記述してください。

4. 機器等の特徴について

使用する機器等について、他社と比較して特徴がある場合は詳細に記述してください。

5. その他

その他、災害時の観測にあたり知っておいた方がよい条件等（例えば電源について）があれば記載してください。

1. 『協定締結希望募集区分調査票』

協定締結を希望する募集区分について、協定締結を希望する順位を記載願います。

(記入例)

希望する順位	募集区分
第 1 希望	(1)
第 2 希望	(3) ①
第 3 希望	(3) ②
第 4 希望	(2)
第 5 希望	(3) ③

※ 希望する募集区分が 1 区分のみであれば、第 1 希望のみ記載してください。

2. 『ドローンの活用』

(1) 災害時にドローンを活用した写真撮影・動画撮影の可否を記載願います。

ドローンの活用	可 ・ 否
---------	-------

※ ドローン活用の可否によって、契約締結に影響するものではありません。

(2) 太田川河川事務所所有のドローン操作

災害時に太田川河川事務所所有のドローンを活用した写真撮影・動画撮影が可能な技術者の有無を記載願います。

技術者の有無	有 ・ 無 有の場合、氏名
--------	------------------

※ なお、太田川河川事務所所有のドローンは、PD8-AW ((株)プロドローン) 及びMAVIC 2 の 2 種です。

※ 技術者の有無によって、契約締結に影響するものではありません。

参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出
- 令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格申請に係る「受付票」、
「申請書①」「測量等実績高と希望業種・国土交通省地方整備局等」 →必須提出

技術者の資格

- 技術者の資格（別記様式2） →必須提出
 - 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
→（健康保険被保険者証等） →必須提出
 - 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出
 - 協定締結希望募集区分調査票、ドローンの活用（別紙-1） →必須提出
 - 企業の実績（別記様式3） →必須提出
-
- 観測方法・機器の詳細について（別記様式4） →募集区分（1）のみ

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

資格審査結果通知書の通知があった場合、速やかにその写しを提出して下さい。